

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成24年1月1日現在、神崎町に住んでいて、次のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

〔平成23年1月から12月までに次の所得があった人〕

- ① 営業や農業などの事業所得
- ② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得



③ 退職所得（特別徴収をしていない方）

〔給与所得がある人で、次のいずれかに該当する方〕

- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先で確認してください）
- ② 給与と所得のほか、事業や不動産などの所得が20万円以下で確定申告をしない方
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている人も含まれます）
- ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ⑤ 平成23年中に退職した方（所得がなかった方）

ネットなら便利! 24時間 確定申告

● 確定申告書作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です

● e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告が可能です (メンテナンス時間を除きます)

※ 作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます

www.nta.go.jp 確定申告

e-Taxの準備はお早めに! 申告と納税は期限内に!

所得税 2.16(日)～3.15(日)迄

贈与税 2.1(日)～3.15(日)迄

消費税・地方消費税 1.4(日)～4.2(日)迄

町県民税の申告期間は 3.15(日)まで

納税は便利な郵便納税で!

振替日(振替用紙) 消費税・地方消費税(振替用紙) 4.20(日) 4.25(日)

電子申告 電子申告ソフトをダウンロードして、e-Taxで申告書の作成が可能です。

0570-015901

平成23年中に自分の所得がなく、扶養親族にもなっていない方は、昨年の生計（収入）状況を書いて、所得0円で申告してください。

国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要です。

なお、神崎町に住んでいない方でも平成24年1月1日現在、次のような方は申告が必要です。

① 町内に事務所や事業所または家屋敷がある方

② 実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

◎ 申告に必要なもの

① 印鑑（認印） ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、給与証明書または帳簿書類等）、③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある方はその領収書や証明書等

町県民税の申告書は申告

平成23年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(木)	四季の丘・成城台・藤の台	四季の丘・成城台・藤の台	役場二階 第二会議室
2月19日(日)	地震で被害を受けた方（予約制）		
2月20日(月)	四季の丘・成城台・藤の台	武田・新宿	
2月21日(火)	武田・新宿	神 宿	
2月22日(水)	地震で被害を受けた方		
2月23日(木)	神 宿	毛 成	
2月26日(日)	全 地 区（予約制）		
2月27日(月)	毛 成	植 房	
2月28日(火)	植 房	古 原	
2月29日(水)	本 宿	本 宿	
3月 1日(木)	古 原	郡	
3月 5日(月)	郡	大貫・立野	
3月 6日(火)	松崎・向野	本 宿	
3月 7日(水)	大貫・立野	小 松	
3月 8日(木)	小 松	並 木	
3月 9日(金)	並 木	今・高谷	
3月12日(月)	全 地 区		
3月13日(火)	全 地 区		
3月14日(水)	全 地 区		
3月15日(木)	全 地 区		

- ◎ 受付時間：午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで（日曜日は午後3時まで）。ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎ 2月16日～3月9日は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎ 2月19・26日（日曜日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は月曜日から金曜日の午後5時までに役場町民課税務係（☎2112）へご連絡ください。



会場に用意してありますが、あらかじめ必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡ください。

◎ 申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎ 541331